

23 開発

伊藤一頼 *

I. 概要

A) 目的 (23.1 条)

開発を支援するため、締約国は、福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上、新たな雇用機会の創出を追求する開かれた貿易投資環境を促進・強化することに取り組む(23.1 条 1)。

B) 開発の促進 (23.2 条～23.3 条)

締約国は、開発政策の実施に当たっては各々の締約国が指導力を発揮することが重要であることを認識する (23.2 条 1)。さらに、締約国は、透明性、良い統治、説明責任が開発政策の実効性に寄与することを認める (23.2 条 3) *。

締約国はまた、幅広い基盤を有する経済成長を創出・持続させるためには、公的機関を効果的かつ効率的に運営し、公共の基盤、福祉、保健、教育の制度に投資し、起業家精神を育成し、並びに経済的機会へのアクセスを助長することにつき、自国の政府が持続的に、かつ、高いレベルで取り組むことが要求されることを認める (23.3 条 3) *。

C) 女性と経済成長 (23.4 条)

締約国は、女性による国内経済及び世界経済への参加の機会の増大が経済開発に寄与することを認める。さらに、締約国は、このような参加を奨励する計画を立案、実施、強化するに当たり、締約国の多様な経験を共有することの利益を認める (23.4 条 1) *。

D) 開発のための共同活動 (23.6 条)

締約国は、この協定から生ずる開発上の利益の最大化を促進するための締約国間の共同活動が、国家的な開発戦略を強化し得ることを認める (23.6 条 1) *。

E) 開発小委員会 (23.7 条)

各締約国の政府の代表者から成る、開発に関する小委員会を設置する (23.7 条 1)。この小委員会の活動には、(a)この協定から最大限可能な利益を引き出すことを目的とする国内政策の作成及び実施に関する締約国の経験についての情報の交換を円滑にすること、(b)開

* いう かずより／北海道大学大学院法学研究科・公共政策学連携研究部准教授

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

発のための共同活動を通じて得られた締約国の経験及び教訓についての情報の交換を円滑にすること、などが含まれる（23.7 条 2）。

F) 紛争解決の不適用（23.9 条）

この章の規定の下で生ずる事項について、第 28 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めることはできない（23.9 条）。

II. 解説・コメント

《開発章の意義》 TPP には発展途上国も多く参加しており、開発の促進は重要な関心事項となる。ただし、先進国から途上国への開発協力という形の国家間的な取り組みは、本章でも「共同活動」として言及されているものの（23.6 条 1）、実質的には第 21 章（協力及び能力開発）で扱われる事柄である。むしろ本章でいう開発とは、各国政府が自国民に対して負うべき責務に焦点を当てており、そこでは、透明性・良い統治・説明責任（23.2 条 3）、公的機関の効率的運営や公共制度への投資（23.3 条 3）、女性の参加機会の増大（23.4 条 1）などが一般原則として承認されている。これらの規定は締約国に具体的な義務を課すわけではないが、締約国が国内の開発政策の遂行に際して踏まえるべき基本理念を表しており、民主主義的な統治体制を促進しようとする TPP の性格の一端が垣間見えている。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。